

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年3月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600690 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600272 号

第1 結論

請求者のA事業所営業部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年10月1日、喪失年月日を昭和39年11月21日に訂正し、昭和38年10月から昭和39年10月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和38年10月1日から昭和39年11月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年9月1日から昭和39年11月21日まで

請求期間において、B社の従業員としてC市D地区(当時)のA事業所内にあったコーヒーショップの店員として働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、B社の従業員としてC市D地区のA事業所内にあったコーヒーショップの店員として働いていたと主張しているところ、A事業所営業部(事業所整理記号は*)。厚生年金保険の適用日は昭和38年10月1日。)に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求者と同姓同名で、生年月日が昭和18年*月*日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(昭和38年10月1日資格取得、昭和39年11月21日資格喪失)が認められる。

また、B社(事業所整理記号は*)。厚生年金保険の適用日は昭和37年11月15日、適用がなくなった日は昭和38年4月1日。)に係る被保険者原票により、同社の事業所所在地がC市D地区であったことが認められ、また、請求者が姓を記憶している同僚8人の被保険者記録が確認できる。

さらに、B社及びA事業所営業部に係る被保険者原票により、B社に係る全被保険者57人中37人が、同社で被保険者資格を喪失した後、A事業所営業部で、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日に被保険者資格を取得していることが認められ、

また、B社で確認できた同僚8人のうち、6人の被保険者記録がA事業所営業部においても確認できる。

加えて、請求期間においてB社及びA事業所営業部に厚生年金保険被保険者記録がある同僚に対して、請求者の請求期間に係る勤務実態等について照会したところ、複数の者から、勤務期間は特定できないものの、請求者がA事業所内にあったコーヒーショップに勤務しており、また、これらの事業所において他に請求者と同姓同名の者はいなかつたと回答している。

これらを総合的に判断すると、A事業所営業部の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、請求者のものであり、請求者は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和39年11月21日に同資格を喪失していることが認められる。

なお、昭和38年10月から昭和39年10月までの期間に係る標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者記録に係る被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、昭和37年9月1日から昭和38年10月1日までの期間については、現在、B社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社の関係事業所と思われるE社（事業所整理記号は*。）の事業主に照会したところ、当該事業主は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料はなく、これらの実態については不明と回答している。

また、B社及びA事業所営業部に厚生年金保険被保険者記録がある同僚に対して、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について照会したもの、具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、請求者の請求期間において、B社及びE社に係る厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和37年9月1日から昭和38年10月1日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。